

楽天イーグルス・マイチーム協議会規約

(目 的)

第1条

本協議会は、宮城県をフランチャイズとする東北楽天ゴールデンイーグルスを支援する組織を結成し、楽天イーグルスと密接な連携を保ちながら、地域密着型球団として仙台、宮城さらには東北に、しっかりと根を下ろすようさまざまな活動を実施し、地域振興ならびに野球をはじめとしたスポーツの振興に寄与する。

(名 称)

第2条

本協議会は「楽天イーグルス・マイチーム協議会」（以下、協議会）と称する。

(事 業)

第3条

本協議会は中長期の活動方針、年間行事など各種事業を決定し、楽天イーグルスを応援する企業、団体、グループ等とともに事業を行なう。

(会 員)

第4条

本協議会の会員は、第1条の目的に賛同する団体・企業等とする。

- 2 会員になろうとする者は、あらかじめ所定の様式により申し込み、幹事会の承認を経て加入することができる。

(会 費)

第5条

会員は、毎年所定の納期までに所定の会費を納入しなければならない。

- 2 会費の規定については総会において別に定める。

(役 員)

第6条

本協議会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 若干名

監事 若干名

- 2 役員は総会において会員の互選によって選任し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会長は、本協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 5 監事は、本協議会の会計を監査する。

(顧 問)

第7条

本協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が総会の議決を得て委嘱する。

(総 会)

第8条

総会は会長が召集し、その議長となる。

- 2 総会の議決を経なければならない事項は次のとおりとする。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 会費に関する規定
 - (3) 役員を選任
 - (4) 事業計画及び収支予算
 - (5) 事業報告および収支決算
 - (6) 顧問の委嘱の承認
 - (7) その他役員会で特に必要と認めた事項

(幹事会・専門部会)

第9条

本協議会に幹事会及び専門部会を設置する。幹事長、幹事、専門部会長、専門部会委員は会長が委嘱する。

- 2 幹事会は、第1条の目的を達成するために必要な事業の企画調整等、並びに入会に関する業務等を行なう。
- 3 専門部会はテーマ別の事業等を行なう。

(事務局)

第10条

本協議会の事務局は仙台商工会議所内に置き、幹事会メンバーの協力のもと遂行するものとする。

(会計)

第11条

本協議会が行う活動などにかかる経費は、年会費とその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第12条

事業年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(その他)

第13条

この規約に定めるもののほか、本協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則 この規約は平成16年12月27日から施行する。